

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画に係る面談
2. 日時：令和3年11月5日(金)16時00分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※TV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、北條主任技術研究調査官、有吉上席安全審査官

小舞管理官補佐、加藤原子力規制専門員

敦賀原子力規制事務所

山中原子力運転検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 本部長 他6名

高速増殖原型炉もんじゅ 廃止措置計画課長 他3名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配付資料に基づきもんじゅの廃止措置第2段階以降の廃止措置計画の検討状況について説明を受けた。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

（全体について）

- ・第2段階において実施する作業について、リスク要因を網羅的に抽出した上で必要な影響評価を実施していることが分かるよう説明すること。その際、第2段階のプラントの状態を考慮し、工程の合理化を図るのであれば、その考え方を示すこと。

（資料1について）

- ・第2段階に係る廃止措置計画変更認可申請を分割して申請するにあたり、廃止措置を進めるうえで律速となる工程を踏まえ、全体工程に影響を与えないよう申請時期等を管理すること。
- ・既認可の廃止措置計画において、もんじゅの基準地震動（耐震バックチェック時に策定した地震動）に加え近隣の軽水炉の基準地震動を参考にして策定した地震動の2種類の地震動で耐震評価を実施していることを踏まえ、ナトリウム搬送用のタンクや拔出配管の耐震設計に用いる地震動の考え方を説明すること。

（資料2について）

- ・炉心に燃料を装荷しないための恒久的措置として燃料出入孔プラグの施錠管理が説明されたが、しゃへい体等を取り出す際にはこの施錠が解除され、燃料出入機が燃料装荷時と同様にアクセス可能になることを考えると、この措置の実効性に疑問がある。しゃへい体等の取出時においても燃料が装荷できないよう、新燃料移送ルートや使用

済燃料の取扱制限等を検討すること。

○原子力機構より、了承した旨返答があった。

6. 配付資料

資料1：第2段階におけるナトリウム搬出の実施方針と実施手順

資料2：しゃへい体の取出し（案）

資料3：しゃへい体等の取出し時の原子炉容器液位（案）